

現行の費用徴収の仕組み(負担の不均衡)

平成15年度実績	支 援 費		児童入所施設 (親等)
	ホームヘルプ	入所・通所施設	
生活保護	0円	0円	0円
市町村民税非課税	0円	53,000円 身体障害者 療護施設 96,000円 ※実収入に応じて	2,200円
市町村民税課税 (均等割課税)	1,100円上限 (50円/30分)		4,500円
市町村民税課税 (所得割課税)	1,600円上限 (100円/30分)		6,600円
所得税課税	2,200円上限 (150円/30分) ～費用全額		9,000円～費用全額
実質的な負担率	約1%	約10%(入所) 約1%(通所)	約5%
費用負担をしている者の 比率	約5% (本人)	約90%(入所・本人) 約5%(通所・本人)	約70%

※1 入所施設・通所施設については、収入から一定額を控除した上で費用負担を求めているが、控除額が入所施設は月額2万円～4.6万円であるのに対して、通所施設は月額13万円程度と高くなっており、実質的に通所施設の利用者の負担は、ほとんど生じなくなっている。

※2 精神障害者社会復帰施設は、負担の仕組みが異なり、食費、施設利用料等の実費 については全額自己負担であり、直接サービスに係る負担はない。

支出の実態（一般家計、グループホーム、入所施設）

障害基礎年金2級
月額6.6万円

障害基礎年金1級
月額8.3万円

（全世帯平均）一人あたり9.4万円 <家計調査>

食費（外食を含む） 2.2万円	居住費 1.3万円	その他生活費※ 6.0万円
--------------------	--------------	------------------

（年収200万円未満の世帯平均）一人あたり5.0万円 <家計調査>

食費（外食を含む） 1.6万円	居住費 1.2万円	その他生活費※ 2.1万円
--------------------	--------------	------------------

1.6万円

（グループホームの費用負担の状況）（知的障害者）一人あたり5.2万円（食費、居住費のみ）

食費 全平均2.4万円	居住費 全平均2.8万円	その他
----------------	-----------------	-----

（入所施設の費用負担の状況）（身体障害者）一人あたり1.9万円（基礎年金2級の場合）

応能負担 1.9万円 （食費、居住費、サービス費）	その他 4.7万円
---------------------------------	--------------

（入所施設の費用負担の状況）（身体障害者）一人あたり3.4万円（基礎年金1級の場合）

応能負担 3.4万円 （食費、居住費、サービス費）	その他 4.9万円
---------------------------------	--------------

※ その他生活費は、被服・履物、家具・家事用品、保健医療、交通・通信、教育、教育娯楽費、その他支出である

障害福祉サービスに係る利用者負担の見直しの考え方

— 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担 —

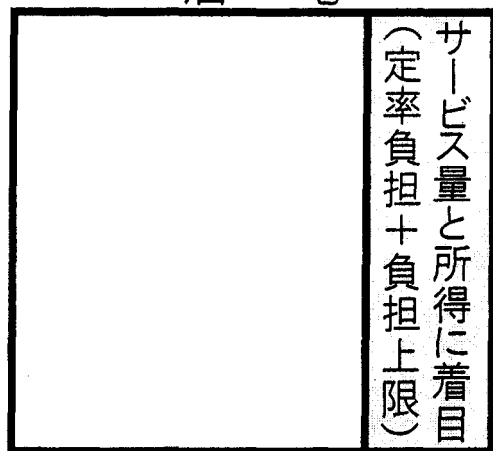
(居宅、通所)

○ 応能負担(現在の平均負担率約1%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担
(入所)

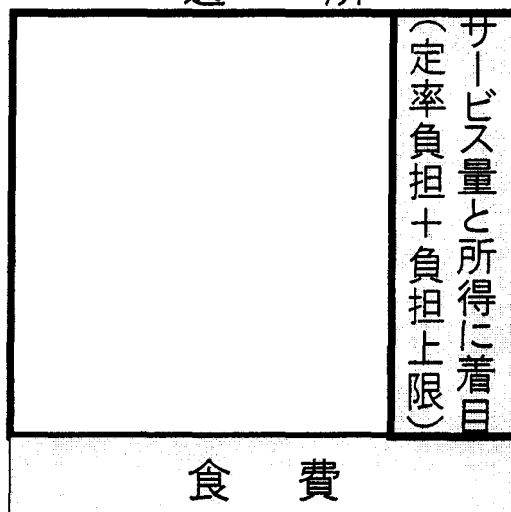
○ 応能負担(現在の平均負担率約10%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担

負担能力の乏しい者については、経過措置も含め負担軽減措置を講ずる。

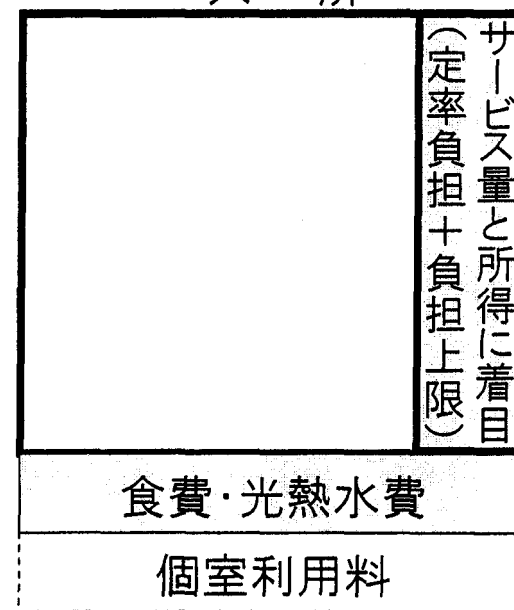
居 宅



通 所



入 所



は自己負担

この他、医療費・日用品費は自己負担

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したのから対象となる。それまでは、現行と同じ仕組み。

負担軽減する者の範囲(負担能力等の区分)

他制度との均衡を確保しつつ、普遍的な仕組みとする。

生活保護:生活保護世帯に属する者

低所得1:市町村民税非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも各所得がゼロであり、かつ、世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円(障害者基礎年金2級相当)未満である世帯に属する者

→ グループホームで単身で生活する基礎年金2級のみの方

低所得2:世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者

→ 税制上の障害者控除や障害年金が非課税所得であること等から、通常の市町村民税非課税世帯よりは実収入水準は高くなる。障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。

※ 医療保険、介護保険等の他制度においては、障害のある者もない者も世帯の一員である場合には、経済的な面においては他の世帯構成員と互いに支え合う一体的な生活実態にあるという前提で、負担能力の有無を認定する際に、個人単位ではなく、「生計を一にする者」の全体の経済力を勘案しており、例えば健康保険においては、家族に保険料を求めない被扶養者制度等が設けられている。

※ 「生計を一にする者」の範囲については、法律事項ではないことから、法の施行時まで具体的に検討。

食費等の実費負担の見直しの考え方

生活に係る実費については自己負担とすることを原則

- ① 障害があってもなくても生活をしていく上で負担する費用である。
- ② 施設を利用をする場合でも、利用しない場合でも等しく負担することが公平である。

利用者負担の軽減の取り組み

食事提供等のコスト低減の促進

- 1 食費等の実費について、施設ごとに額を設定し、利用者と契約する仕組みとする。
- 2 施設が利用者に求めることができる費用の範囲を明確化。(利用者保護)
- 3 入所施設、通所施設における食事提供の規制緩和等を進めコストの低下を促す。
- 4 障害の状況から特に栄養管理等が必要な入所施設利用者については、平成18年度の新施設・事業体系の報酬設定(10月予定)の際に別途評価方法を検討。

施設利用の低所得者への措置

- 1 通所施設利用の低所得者(生活保護、低所得1、低所得2)について、概ね3年間、食費の person 費相当分を支給。
- 2 入所施設利用の低所得者(生活保護、低所得1、低所得2のうち一定の収入以下の者)について、食費等に係る補足給付を支給。
- 3 入所施設における食費等に係る実際の契約額、提供コスト等を調査し、コスト変化の結果を補足給付の基準額に反映(当初は、食費4.8万円、光熱水費1.0万円)

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したものから対象となる。それまでは、現行と同じ仕組み。

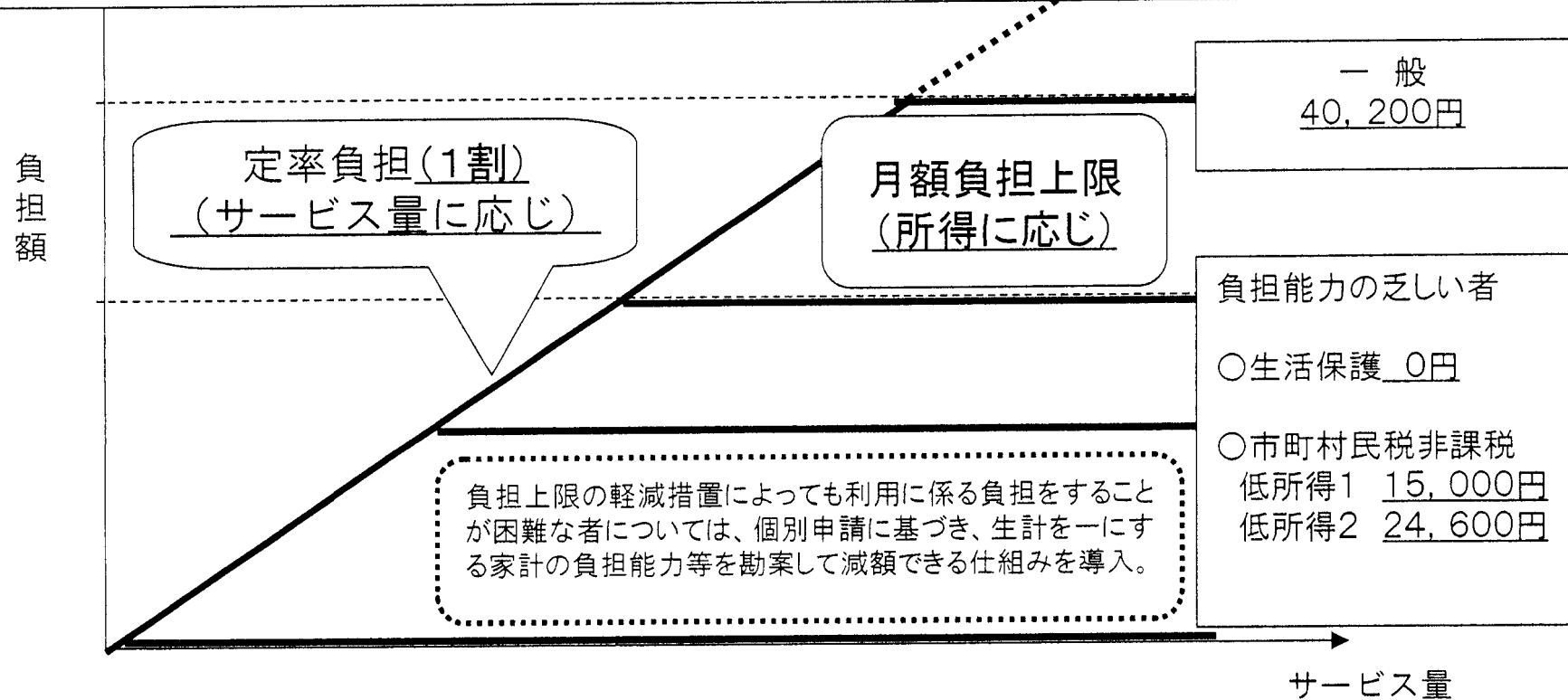
障害福祉サービスの利用者負担の見直し

— サービス量と所得に着目 —

所得にのみ着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直す。

- 契約によりサービスを利用する者と利用しない者との公平を確保する。(障害者間の公平)
- 制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)

これと併せて、国、都道府県の財政責任の強化を図る。



※ 負担上限の該当の有無は、各サービスに係る負担額の合計で計算する。

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したのから対象となる。移行までは、現行と同じ仕組み。

サービスに係る月額負担上限の他制度比較

	新制度(案)	老人保健制度	介護保険制度	健康保険制度
生活保護	負担上限 0円	負担上限 1.5万円	負担上限 1.5万円	負担上限 3.54万円 多数該当 2.46万円
市町村民税 世帯非課税	負担上限 1.5万円		負担上限 2.46万円	
	負担上限 2.46万円	負担上限 2.46万円	負担上限 2.46万円	
その他	負担上限 4.02万円	負担上限 4.02万円	負担上限 3.72万円	負担上限 7.23万円 多数該当 4.02万円
負担率	1割	1割 (高所得2割)	1割	3割 (3歳未満2割)